

## 企業法務研修セミナー第17回報告 名義書換未了株主と株式交換無効の訴えの原告適格

平成21年7月18日  
中京大学法曹養成研究所主催  
企業法務研修プロジェクト  
中京大学法科大学院研修生

田 中 一 也

### 目次

- 第1 はじめに
- 第2 事案の概要
- 第3 争点についての判断要旨
- 第4 本件判決について
- 第5 解説と検討
  - 1 株式交換について
  - 2 原告適格と会社対抗要件について
  - 3 会社側からの権利行使について
  - 4 会社の名義書換欠缺の指摘が不当な場合
  - 5 株式交換無効原因について
- 第6 まとめ

### 第1 はじめに

今回の報告は、平成20年3月26日、名古屋地方裁判所一宮支部において下された名義書換未了株主と株式交換無効の訴えの原告適格に関する判決（以下、「本件判決」という。）についてのものである。

株式交換は、主に、会社の持株会社化、他の企業の買収を目的として行われる。そのメリットは、簡易迅速に企業再編や完全子会社化を行えることである。例えば、新会社法が施行された平成18年5月から現在まで、本件の事案と同様に、「完全子会社化」を理由として、ジャスダック証券取引所の上場廃止となった企業は、全廃止銘柄183社の内、54社（予定を含む）に上る<sup>(1)</sup>。このように、新会社法の下では、株式交換等組織再編行為により、株式会社が非上場化することも容易になったといえよう。

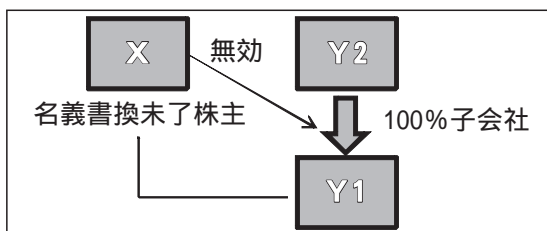
本件判決は、名義書換未了の株主が株式交換無効の訴えを提起し、本案判決を求めることができるか否かが問われたものである。

そこで、株式交換、株主名簿制度、原告適格等について述べた上で、本件判決を考察することとしたい。

## 第2 事案の概要

### 1 事案の要旨

本件は、被告株式会社ベルテクノ（以下「Y1」という。）の実質的株主であると主張する原告であるアルタ・ジャパン・ロング・ショート・ファンド・リミテッド<sup>(2)</sup>（以下、「X」という。）が、Y1を完全子会社とし、IGC株式会社（以下「Y2」という。）を完全親会社とする株式交換（以下「本件株式交換」という。）が無効であるとして、本件株式交換の無効（会社法（以下、「法」とする。）828条1項11号）を求めた事案である。



### 2 前提事実

#### (1) 原告及び被告について

Xは、平成16年8月にブリティッシュ・パーズン・アイランズ・ミューチュアル・ファンド法に基づいて設立され、日本の上場企業の発行株式に対する投資を主たる事業とする有限責任会社である。XはY1の株式10万株を、モルガン・スタンレー・アンド・カンパニー・インターナショナル・リミテッド（以下、「訴外甲」という。）の株券口座にて、所有すると主張する。

Y1は、住宅設備機器等の製造及び販売を主たる事業とする株式会社であり、発行済株式総数は761万0906株で、その発行する株式を株式会社ジャスダック証券取引所（以下「ジャスダック市場」という。）に上場していたが、平成19年2月23日に上場廃止となった。

Y2は、平成18年10月24日に主に買収目的会社として設立された株式会社であり、総合木質建材メーカーである株式会社訴外ウッドワン（以下「訴外乙」という。）の100パーセント子会社である。

#### (2) 本件 TOB 及び株式交換について

平成18年11月17日、Y2と訴外乙は、「Y1の株式に対する公開買付け開始に関するお知らせ」と題する書面を連名にて公表した。上記書面には、Y1をY2の完全子会社とするため、訴外乙は、その完全子会社のY2を通じて、Y1の株式を公開買付（以下「本件 TOB」という。）によって取得することを決議したこと、本件 TOB は、32日間に行い、買付価格を1株につき850円とすること、Y2が、本件 TOB でY1の自己株式を除いた全株式を取得できなかった場合には、引き続いて株式交換を行い、Y1をY2の完全子会社とすること、本件 TOB 及び株式交換によってY1はジャスダック市場の上場廃止基準に従って上場廃止となる予定であること、本件 TOB は、Y1 経営陣の一部によるマネジメント・バイアウト（以下「MBO」という。）の一環として行われるものであり、同社筆頭株主兼代表取締役会長及び同社大株主兼代表取締役社長はその保有するY1 株式について本件 TOB に応募する予定であること、上記経営陣は本件 TOB 終了後、Y2 株式を取得し、同社と連携して引き続きY1の経営に当たること、本件 TOB でY1 株式を全部取得できなかった場合には、株式交換を実施すること、その場合には、Y2以外のY1 株主には、1株に満たない端数となるような交換比率を決定し、Y2 株式に代えて金銭を交付すること、などが記載されていた。

本件 TOB により、Y2は、Y1の96.62パーセントに当たる7239個の議決権を所有する株主となった。本件 TOB によって、Y1は、訴外乙の連結子会社となった。

Y1は、その後、取締役会を開催し、略式交換の手續により株主総会の承認を経ずに、Y2を完全親会社、Y1を完全子会社とする株式交換を行うこと、株式交換比率は、Y1株式100万株に対して、Y2株式4.25株の割合とすること、効力発生日を平成19年3月1日とすること等を内容とする株式交換契約（以下「本件株式交換契約」という。）を締結する旨決議した。

Y1とY2は、平成19年1月23日、本件株式交換契約を締結した。Y2株主総会は、平成19年2月7日、本件株式交換契約を承認する旨の決議を行った。Y1は、平成19年2月8日から同年3月1日まで、本件株式交換について電子公告を行った。

Xは、本件株式交換の効力発生日前日である平成19年2月28日の時点において、Y1の株主名簿（実質株主名簿も含む。以下同じ。）に、株主として記載されていないかった。なお、XがY1に対し、株主名簿の名簿書換請求をしたことはない。

### 第3 争点についての判断要旨

#### 1 原告適格の存否について

本件判決は、Xが、「本件株式交換の効力発生日前日である平成19年2月28日時点において、Y1の株主名簿に株主として記載されていないことは当事者間に争いが無い」として、法「828条2項11号は、株式交換無効の訴えの提訴権者を、「当該行為の効力が生じた日において株式交換契約をした会社の株主等若しくは社員等であった者又は株式交換契約をした会社の株主等、社員等、破産管財人若しくは株式交換について承認をしなかった債権者」に限定している」とした。

そして、「株式の譲渡は、その株式を取得した者の氏名又は名称及び住所を株主名簿に記載し、又は記録しなければ、株式会社その他の第三者に対抗することができない」のである（法130条1項）から、「実質的な株主であっても株主名簿の書換えを行っていないければ、株主たることを会社に対抗することができず、株主としての原告適格を認めることもできないというべきである」とした。

#### 2 原告の主張と特段の事情の有無についての判断

##### （1）会社からの権利行使の容認

Xの、「本件訴訟提起前にはY1もXが株主であることを認識し、これを認める発言をしていたのであるから、本件訴訟において、Xが名義書換をしていないことを主張し得ない」との主張に対して、本件判決は、「法130条1項は対抗要件を定めたものであるから、会社が名義書換未了株主を株主として認めて、同人の権利行使を容認することは差し支えない」（最高裁昭和30年10月20日第一小法廷判決・民集9巻11号1657頁）、しかしながら、「会社がその者が実質的株主であることを認識しているからといって、その者を株主として扱わなければならない義務を負うわけではないから、単に会社が実質的株主であることを認識しているというだけでは、名義書換なくして株主たる地位を会社に主張し得る根拠とはならない」とし、会社からの権利行使の容認を否定した。

##### （2）信義則に反する特段の事情

次に、「会社が従前、当該名義書換未了株主を株主として認め、権利行使を容認してきたなどの特段の事情が認められる場合」には、「訴訟において会社が名義書換の欠缺を指摘して株主たる地位を争うことが、信義則（禁反言）に反して許されないと判断されることがあり得る」として、以下の事実を挙げて、本件においてそのような特段の事情があるか否かについて検討した。

## ア 本訴提起前の当事者間の交渉経過

(ア) 平成18年12月11日、X東京事務所駐在員A（以下「A」という。）はY1を訪れ、Y1取締役B（以下「B」という。）に対して、850円という本件TOB価格が不当に安いのではないかと述べるとともに、同価格が適切であることを示す資料の開示を求めたが、Bは、Y1取締役会は適切なTOB価格であると判断しており、取締役が本件TOBに賛成する根拠のPwCアドバイザリー株式会社の価格算定書は未公表情報であるため開示できないと回答した。また、Aは本件TOB価格の妥当性を知るためとして、Y1の会計帳簿の閲覧を求めたが、Bは面談前に、Xが平成18年9月末時点の株主名簿に株主として記載されていないことを確認していたため、会計帳簿の閲覧については、株主として何株保有しているか確認できないと受けられないと回答した。

(イ) 平成18年12月11日、X代表者星野祐一（以下「星野」という。）はBに対し、Xが同日現在、Y1株式23万5000株を有している旨を記載したファックスを、モルガンスタンレー発行のレポートを添付して送信した。しかし、同レポートは多くの部分が黒塗りされていた上、英語で書かれていたため、Bは同レポートからXがY1の株主であるとの判断ができず、同被告の法律顧問であったC弁護士に上記レポートを送信して相談した。同弁護士からはこのレポートだけでは分からないと助言されたため、同月15日、Bは星野に対し、Y1においてXが同被告の株主であることの確認はとれていないこと、仮に株主であってもXに対して特別の対応をすることはできないことを記載したファックスを送信した。

(ウ) 平成18年12月22日、BはC弁護士から、Xの動静に関する問合せを受けたことから、Xの状況を確認するためにAに電話をかけた。これに対し、Aは、Xが保有している23万5000株のうち13万5000株については本件TOBに応じ、10万株についてはそのまま保有している旨を述べた。その後、星野はBに対し、Xがモルガンスタンレーに有している口座の明細情報（モルガンスタンレー作成の全文英文の資料で、Xが13万5000株について本件TOBに応じ、残り10万株をそのまま保有していることが記載されたもの）を添付したメールを送信した。

(エ) 平成18年12月27日、X代理人は、Xは同月14日時点においてY1の株式23万5000株を有しており、本件TOB後も10万株を有しているとした上で、Y1の取締役及び監査役が本件TOBに賛同したことは疑問であり、本件TOB価格の算定根拠を開示されたいこと等を記載した内容証明郵便をY1に送付し、同書面は平成19年1月4日に同被告に到達した。

(オ) 平成19年1月12日、Y1はX代理人に対し、Y1取締役及び監査役が本件TOBに賛同したのは、TOB価格の妥当性だけでなく事業戦略等の諸般の事情を考慮した上でのものであるから、本件TOB価格の算定根拠に関する質問については回答する実益を見出せないこと等を記載した回答書を送付した。

(カ) 平成19年1月27日、X代理人は、再度Y1に対し、PwCアドバイザリー株式会社の価格算定書などの情報開示を求める内容証明郵便を送付し、同書面は同月29日にY1に到達した。

(キ) 平成19年2月8日、Y1はX代理人に対し、開示の必要性を認めないこと等を記載した回答書を送付した。

(ク) 平成19年4月6日、星野はBに対し、和解による解決を目指したものの、次善の策として他の選択肢を検討せざるを得ない状況となった旨のメールを送信し、同年5月29日、Xは本件訴訟を提起した。

## イ 結論

以上の事実からは、Y1がXに株主としての権利行使を認めたことは一度もなく、むしろ、Xが会計帳簿閲覧を求めた際には、株主であることの確認がとれていないことを理由として、これを拒絶していることが認められるのであるから、本件訴訟において、被告らが名義書換の欠缺を主張することが信義則（禁反言）に違反

するとはいえないと判示した。

#### 第4 本件判決について

本件判決において、主要な争点として判断がなされたものは、以下の3点といえる。まず、名義書換未了株主の原告適格の存否について、「株式の譲渡は、その株式を取得した者の氏名又は名称及び住所を株主名簿に記載し、又は記録しなければ、株式会社その他の第三者に対抗することができないのであるから（法130条1項）、実質的な株主であっても株主名簿の書換えを行っていないければ、株主たることを会社に対抗することができず、株主としての原告適格を認めることもできない」として、Xの原告適格を否定している。その上で、名義書換未了の株主に原告適格が認められるか否かは訴訟法上の問題としている。

次に、名義書換未了株主であっても、権利行使を認めることができる例外として、最高裁判決（昭和30年10月20日第一小法廷判決・民集9巻11号1657頁）を引用し、「会社が名義書換未了株主を株主と認めて、同人の権利行使を容認することは差し支えない」が、「単に実質的株主であることを認識しているというだけでは、名義書換なくして株主たる地位を会社に主張し得る根拠とはならない」と、判示した。

最後に、訴訟において、会社が名義書換の欠缺を指摘して株主たる地位を争うことが、信義則（禁反言）に反して許されないとして特段の事情があるか否かについて、具体的に検討した上で、特段の事情はない旨、判示した。

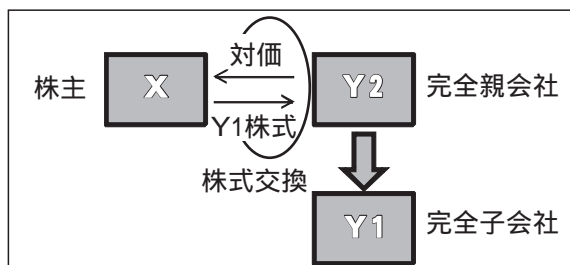
以下において、株式交換の制度及び本件株式交換の手続きについて解説することとし、その後、上記に挙げた争点について検討したい。

さらに、本件判決では、原告は株式交換の無効を主張していたが、原告主張事実が株式交換無効原因に該当するか否かについては判断されなかった。この点について、当該事実が無効原因に該当するか否か、無効原因について述べるとともに検討したい。

#### 第5 解説と検討

##### 1 株式交換について

株式交換とは、株式会社がその発行済株式の全部を他の株式会社又は合同会社に取得させることをいう（法2条31号）。その目的は完全親子会社関係を作り出すことである。株式交換においては、完全子会社の法人格は存続するので、合併における消滅会社の権利義務の承継のような問題は生じない。



本件では、Y1とY2との株式交換契約に先立ち、MBO（マネージメント・バイ・アウト）の一貫としてTOB（テイク・オーバー・ビッド：株式公開買付）が行われている。その具体的内容は、Y2がY1をTOBにより完全子会社とした後、Y1の現経営陣がY2と連携して引き続きY2の完全子会社となったY1の経営に当たるというものである。

ここで、MBOとは、企業買収のうち、売却会社の事業の全部または一部（または当該会社の・子会社の株

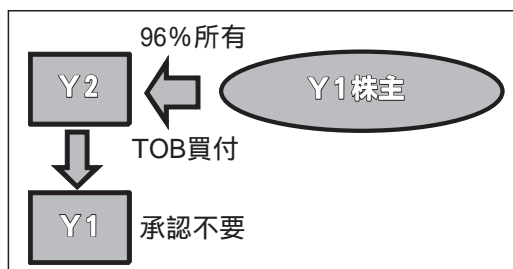
式)をその会社の取締役・使用人等であった者が買収して経営する場合<sup>(3)</sup>である。

また、TOBとは、株式公開買付けの意味であり、上場会社等(有価証券報告書提出会社)の発行する株券等を大量に買い付けることを目的として、公告によって価格等の買付条件を提示して不特定多数の売主を募り、市場(証券取引所)外で買い付けることをいう。

さらに、本件では、略式交換手続(法796条1項)により株式交換が行われている。略式交換手続とは、完全子会社となる株主総会の承認手続を省略する制度である。同制度は、新会社法において、新設された。

具体的には、株式交換完全親会社が株式交換完全子会社の特別支配会社(ある株式会社の総株主の議決権の10分9以上を他の会社及び当該他の会社が発行済株式の全部を有する株式会社その他これに準ずるものとして法務省令で定める法人が有している場合における当該他の会社、法466条1項)である場合には、例外(法796条ただし書)を除いて、株式交換完全子会社の株主総会の承認決議が不要な場合である(法796条1項、784条1項)。

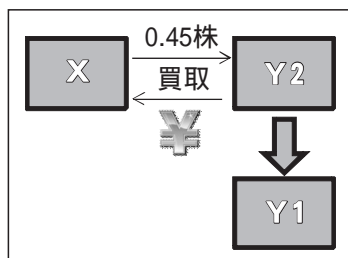
そして、本件では、本件TOBによって、特別支配関係を創出し、その上で、株式交換完全子会社となるY1の株主総会の承認手続を省略する略式交換手続を用いたといえる。



次に、本件では、本件TOBに応募しなかった株主に対して、交換することとなる完全交換親会社であるY2の株式について、1に満たない端数となる交換比率を設定し、最終的には、Y2株式の代わりに金銭を交付することとしていた。

一般的に、支配株主が少数株主にその保有する株式の売り渡しを請求できる権利を認める制度をスクイズ・アウト(少数株主の追い出し)という<sup>(4)</sup>。

本件においても、株式交換比率はY1株式100万株に対して、Y2株式4.25株としていることから(第2、2前提事実参照)、Xが、その主張にあるように、Y1株式10万株を所有していたとすれば、Y2株式0.425株と交換されることとなり、結果として、一に満たない端数の処理により、Y2はXに金銭を交付し、Y2株主の地位を奪うことが可能となる(法234条4項)。



この点、組織再編における対価の柔軟化に伴い、完全子会社となる会社の株主に対して、完全親会社の株式の代わりに、直接、金銭を交付することも可能であるが、その場合には、完全親会社において債権者異議手続が必要となる(法799条1項3号)。そして、その場合には1カ月以上の異議申し立て期間を要することとなる(法799条2項)。しかし、本件のような手続によれば、債権者異議手続を経ずに株式交換が行え、少数株主に

対して、親会社交換株式の代わりに金銭を交付することが可能となる。

## 2 原告適格と会社対抗要件について

### (1) 株主名簿制度について

本件判決では、XがY1の株主名簿上の株主でないことを理由に原告適格を否定している。そこで、以下、株主名簿の制度について述べる。

株主名簿とは、株主とその持株等に関する事項を記載または記録するため、株式会社に作成が義務づけられた帳簿である<sup>(5)</sup>。その趣旨は、株式の譲渡は、当事者間において、会社と関係なく行われ、会社の方から株主の変動状況を探索してその都度株主を確定することは、株式取引が頻繁に行われる会社では不可能である<sup>(6)</sup>。そこで絶えず変動する多数の株主による継続的・反復的な権利行使に対し、集团的・画一的な処理を可能にするためにあり、会社の事務処理の便宜のためであると理解されている。

そして、法は集团的・画一的な処理を可能にするために、株主名簿に対して、資格授与的効力、免責的効力、及び 確定的効力を与えている。

それぞれの各効力の具体的内容について述べると、資格授与的効力とは、株主名簿の記載された株主が会社に対して、実質的権利を証明することなく、株主の権利を行使できることである。すなわち、株主名簿に記載されている名義上の株主が正当な株主と推定されることを意味する。

免責的効力とは、会社が株主名簿に株主として記載・記録された者を株主として取り扱えば、たとえ、その者が正当な株主でなかった場合でも、会社は悪意・重過失がない限り免責されるというものである。

確定的効力とは、株式を取得した者が株主名簿の名義書換を受けない限り、会社に対して株主であることを主張しえないことを意味する。法130条1項は、「株式の譲渡は、その株式を取得した者の氏名又は名称及び住所を株主名簿に記載し、又は記録しなければ、株式会社その他の第三者に対抗することができない」と規定する。そして、確定的効力は、同条により規定されていると解されている。

本件判決においては、原告であるXは、株主名簿上の株主ではないため、会社に対して株主であることを主張しえないとするものである。つまり、確定的効力を有しないことから、原告適格を否定されたといえる。

### (2) 先例について

本件判決と同様の理由から、会社に対する訴訟について原告適格が否定された先例として、新株発行無効確認の訴えに関する東京地裁判決（平成2年2月27日金融・商事判例855号22頁）がある。

同判決は、「原告は、現在まで、被告に対し、本件株券を呈示して本件株式につき原告への名義書換えをすべき旨の請求をしたことはないことが認められ」、そうすると、「商法第二〇六条第一項により、原告は、被告に対し、本件株式の取得を対抗することができないから、株主として適法に本件訴えを提起・遂行することはできないことになる」と判示した。

### (3) 小括1

本件判決は、上記先例と同じ理由付けにより、Xの原告適格を否定したといえる。

そして、本件判決は、名義書換未了株主の権利行使について、会社に対して株主であることを対抗できることが前提である旨を判示し、「原告適格が認められるためには、法律上の利害関係を有することが必要」とし、「株主であることが法律上の利害関係として主張する場合には、会社に対抗できることが必要である」としている。そこで、これらの関係を検討するため、以下において、民事訴訟における原告適格と株式交換無効の訴えについて述べたい。

#### (4) 民事訴訟法上の当事者適格と法律上の利害関係

##### ア 当事者適格について

当事者適格とは、訴訟物たる権利または法律関係について、当事者として訴訟を進行し、本案判決を求めることができる資格をいう。そして、当事者適格は二当事者対立構造を原則とする民事訴訟において、原告適格と被告適格に分けることができる。当事者適格は、一般的に、訴訟物たる権利関係について法律上の利害が対立している者に認められる。

具体的には、給付訴訟においては、自己の給付請求権を主張する者が正当な原告であり、その義務者をして訴えを向けられる者が正当な被告である。確認訴訟においては、確認の利益を有する者が正当な原告であり、その相手方が正当な被告である。

そして、形成の訴えにおいては、同訴えを認める法規において、通常、当事者適格者が明定されている。

##### イ 株式交換無効の訴えと原告適格について

株式交換無効の訴えは、法的安定性を図るため形成判決によらなければ無効を主張できないことから、形成訴訟である。そして、上記に述べたように、形成訴訟である株式交換無効の訴えにおける原告適格者として、法828条2項11号は、「当該行為の効力が生じた日において株式交換契約をした会社の株主等若しくは社員等であった者又は株式交換契約をした会社の株主等、社員等、破産管財人若しくは株式交換について承認をしなかった債権者」と規定している。そして、原告適格者が限定列挙されている趣旨は、利害関係の薄い者による濫訴を防止するためである。<sup>(7)</sup>

そうであるとすれば、同条は定型的に利害関係のある者を規定しているといえ、そして、同条の「株主」は、名義書換した株主との限定がないことからすれば、形成訴訟における原告適格者という民事訴訟における意義と条文上から名義書換未了株主に原告適格を認める解釈も可能であろう。

この点について、本件判決は、「実質的な株主であっても株主名簿の書換えを行っていないければ、株主たることを会社に対抗することができず、株主としての原告適格を認めることもできない」としていることから、法130条1項により原告適格を否定している。そして、結果としては、828条2項11号の「株主」に当たらないと判断しているようであるが、同条の原告適格者がなぜそのように限定されるのかについて明らかとはいえない。

さらに、新会社法では、株式交換の対価の柔軟化に伴い、株式交換完全親会社の株式以外の財産が完全子会社の株主に交付されることが生じるため、株式交換をする会社の株主等であった者も提訴権者として<sup>(8)</sup>いる。すなわち、株式交換の効力発生時点で株主であった者であって、その後、株主の地位を失った者にも、株式交換の瑕疵を主張する固有の利益を有するため原告適格が認められる。

本件においては、株式交換により、完全子会社であるY1の株主としての地位を失うこととなる名義書換未了の株主に、株式交換効力発生日までに名義書換を要求する実質的な理由があるか疑問といえる。むしろ、本件判決が「原告適格が認められるか否か」は「訴訟法上の問題」と判示していることからすれば、会社との対抗関係による処理というよりも、裁判所の関与する訴訟上の問題として、原告に株主であることの主張・立証させることで原告適格について判断することも考えられよう。

仮に、完全親会社の端数でないY2株式が割り当てられて、XがY2の株主の地位にあったとすれば、法828条2項11号後段の完全親会社の「株主」に該当することとなり、この場合には、効力発生後に、名義書換を行うことにより、出訴期間内であれば、原告適格は認められたであろう。

##### ウ 当事者適格の判断方法について

次に、訴訟要件としての当事者適格の判断方法について検討する。訴訟要件とは、請求の当否につき本案判



決をするために具備していなければならない要件である。そして、当事者適格は、判決による紛争解決の実効性を判断するために機能する点では公益に関わるものであるため、職権調査事項ではあるものの、その性質上、弁論主義の支配する本案審理と密接に関連することから、その判断資料の収集の責任は当事者にある<sup>(9)</sup>。

以上の当事者適格の要件審理の方法を、本件判決について見ると、被告の主張において、「平成19年2月28日の時点において、Y1の株主名簿にはXの名称は記載されていないのであるから、Xは被告らに対して株主たる地位を対抗できず、本件訴えの原告適格がない」として、原告の原告適格の不存在が主張され、その主張を踏まえて、裁判所が原告適格の有無について判断していることから、この点においては、本件判決は妥当であるといえる。

## エ 株主名簿制度と法律上の利害関係

上記で述べたように、株主名簿制度は、会社事務処理の便宜のための制度である。一方、民事訴訟の一般原則からすれば、法律上の利害関係を有する者に原告適格が認められる。そして、本件株式交換無効の訴えは形成訴訟であるため、法律に規定された者が原告適格者となる。

そうであるとすれば、原告適格の有無の判断にあたり、株主名簿制度の趣旨を全面に及ぼすことが妥当であるのか疑問である。すなわち、株主名簿は会社が株主を集团的・画一的な処理を可能にするための制度であるが、株主権としての無効の訴えの権利行使の場面において、同制度の趣旨が果たして妥当するといえるのか。なぜならば、訴権の行使については、集团的な権利行使というよりも、個別的権利行使に属するとも考えられるからである。そこで、以下、株主権について述べることにする。

### (5) 株主権について

株式には、株主が会社に対し有する様々な権利が含まれる。そして、包含される権利を内容の面から、自益権・共益権の二類型に分類される<sup>(10)</sup>。自益権とは、株主が会社から直接に経済的利益を受ける権利である。自益権は、すべて単独株主権である<sup>(11)</sup>。具体的には、剰余金の配当請求権（法453条）を主に、他には、残余財産分配請求権（法405条）、株式買取請求権（法116等）、株主名簿の名義書換請求権（法130条1項）、株式発行請求権（法215条）等がある。

一方、共益権とは、株主が会社経営に参加しあるいは取締役等の行為を監督是正する権利である。その中心は議決権（法308条1項）である。他に、株主総会におけるものとして、質問権（法314条）、提案権（法303条）議題提出権（法303条、325条）、議案提出権（法304条、325条）、議案の要領の通知請求権（法305条1項、325条）がある。

閲覧・謄写請求権に属するものとしては、以下、その対象毎に挙げると、定款（法31条2項）、株主総会議事録（法318条4項、319条3項、325条）、取締役会等の議事録（法371条2項、394条2項、413条3項、490条5項）、株主名簿等（法125条2項、252条2項）、計算書類等（法433条1項、442条3項）、合併契約等（法775条3項、782条3項、791条3項、794条3項等）がある。

これに対し、取締役等の行為を監督是正するものとしては、各差止請求権（法210条、247条、784条2項、796条2項、360条1項、422条1項、482条）並びに総会決議の取消訴権（法831条）、代表訴訟提起権（法847条）、及び無効訴権（法828条1項各号）等がある。

### (6) 小括2

本件判決では、株式交換無効の訴えについても、株主の共益権に属し、会社に対する権利行使として、その前提として、株主であることを会社に対して主張できることが必要であるとしたといえる。すなわち、会社に対する権利行使については、原則として、法130条1項により、会社に対して株主であることを主張できるこ

とを要し、特段の事情がある場合に限り、権利行使を認めるという考え方を採用しているといえる。この点、会社に対する訴えについては、濫用的訴訟の防止の必要から原告適格者が法定されていること、及び、先に述べたように、訴権の行使に株式名簿制度の趣旨を及ぼし集团的・画一的に処理をする必要があるかについては疑問の余地があること、からすれば、集团的・画一的処理の要請が乏しいといえる対会社訴権の行使については、法130条1項の適用を除外することも、実質的株主の保護という観点からは、十分検討に値するのではないだろうか。

#### (7) 実質的株主について

本件原告Xは、「アルタ・ジャパン・ロング・ショート・ファンド・リミテッド」という日本株式投資を目的とする投資会社である。そして、このような投資ファンドは、通常、ファンドの事務・管理を証券保管業者に事務委託している。

例えば、日本における投資信託や年金基金は、運用者（委託者）と受益者の財産を分別管理し、実質の出資者を保護するために、制度上、運用者は信託契約を信託銀行と締結し、信託銀行が財産を管理している。そして、信託の特徴の一つは、「委託者から受託者に対して、対象財産をその名義も含めて完全に移転させてしまうこと<sup>(12)</sup>」である。以上から、信託銀行が委託に基づき株式を保管すれば、株主名簿上は信託銀行名義となるのである。

このように、投資ファンドや投資信託等による運用形態により、実質的株主は少なからず存在する。そして、本件のXも、日本の投資信託と同様の規制があったとすれば、名義書換未了であった点については、単なる失念株とは異なり、制度上のことであったとも考えられる。

このようなことから、株主名簿制度の趣旨を及ぼす範囲を株主権の性質に応じ限定し、実質的株主に対して、柔軟な権利行使を認めることは、株主保護に資するといえよう。

ちなみに、投資信託及び投資法人に関する法律では、名簿上の株主でない投資信託委託会社に議決権や会社に対する無効の訴えの信託銀行に対する指図行使を認めている（同法10条1項）。そして、同条は実質的株主の保護を図ったものであると、解することができる。

さらに、TOBと略式交換手続を組み合わせることにより、本件のような、簡易・迅速な方法で、スクーズ・アウトも新会社法では可能となった。そこで、実質的株主の保護のために、TOBや株式交換の公告の際に、実質的株主に権利行使を可能とするための名義書換を促す注意文言の記載を義務付けることも考えられよう。

### 3 会社側からの権利行使について

#### (1) 本件判決の結論

次に、本件判決では、名義書換未了の株主に例外的に株主であることを会社に対抗できる場合として、「会社が名義書換未了株主を株主として認めて、同人の権利行使を容認することは差し支えない」とした最高裁判決（昭和30年10月20日第一小法廷判決・民集9巻11号1657頁）を引用して、本件において、Y1がXの権利行使を認めたと否かについて判断した。結論としては、「単に会社が実質的株主であることを認識しているというだけでは、名義書換なくして株主たる地位を会社に主張し得る根拠とはならない」として、Xの主張を否定している。

#### (2) 上記最高裁判決について

本件判決が引用する最高裁判決は、名義書換未了株主に対して、会社が株主総会の通知を寄したこと及び同人が株主総会に出席したことに關して、会社の側から名義書換未了株主を株主として取り扱うことを妨げない

としたものである。

(3) 学説について

会社が名義書換未了株主を株主として取り扱うことについて、学説は肯定説と否定説がある。肯定説は、上記最高裁判決を支持するものであり、その理由としては、「株主名簿の確定的効力は、集団的法律関係を画一的に処理する会社の便宜のための制度にすぎない<sup>(13)</sup>」から自己の危険で権利行使を認めることは差し支えないというものである。

これに対し、否定説は、一律に名簿上の株主に権利行使させねばならないとし、その理由として、譲渡人に対しては、無権利であることを理由に、譲受人には、名簿上の株主でないことを理由に、両者に対して権利行使を拒みうること、及び、会社が恣意的に、譲渡人の譲受人のどちらかを権利行使者として選択することができること、を指摘する。

この点については、条文の文言上、株主に対する効力規定であること、会社の事務処理の便宜という株主名簿の趣旨から、会社が自己の危険において株主として取り扱うことは、趣旨に抵触するとはいえないことから、肯定説が妥当であるといえる。

(4) 小括

本件判決では、「単に会社が実質的株主であることを認識しているというだけでは、名義書換なくして株主たる地位を会社に主張し得る根拠とはならない」としている。この判示部分については、会社に対する訴えの場面においては、会社と株主の利害が対立していることが通常であり、会社が名義書換未了の株主に対して、訴権の権利行使を容認することがあるとは考えにくいことからすれば、会社が訴え提起以前に株主として取り扱ったことがあったか、あったとすれば、その事実が株主として主張することができる根拠事実となるという意味であろう。

#### 4 会社の名義書換欠缺の指摘が不当な場合

(1) 本件判決の判示

上記に示した場合以外に、名義書換未了株主が権利を行使できる例外として、本件判決は、「会社が従前、当該名義書換未了株主を株主として認め、権利行使を容認してきたなどの特段の事情が認められる場合」には、「株主たる地位を争うことが、信義則（禁反言）に反して許されないと判断されることがあり得る」と判示し、特段の事情が認められるか否か、判断している。結論として、本件判決は、XからY1に対する、本件TOB価格の算定根拠に関する質問及び本件TOB価格算定を行ったPWCアドバイザリー株式会社の価格算定書の開示請求に対して、Y1が、Xが株主でないことを理由に説明を拒否していないことは、Y1がXを株主として認めたことにはならないとして、特段の事情を認めず、原告の主張を退けている。

(2) 先例について

本件判決における「特段の事情」の判断方法は、名義書換の不当拒絶の場合に類似する。すなわち、会社が名義書換の欠缺を主張することが信義則に反する場合である。

そこで、以下、名義書換の不当拒絶に関する判例（最判昭和42年9月28日民集21巻7号1970頁）について触れる。

同判例は、会社が、株主の名義書換請求に対して、当該株主以外の者の地位を有利にするために、名義書換をしなかったにもかかわらず、当該株主が提起した株主総会決議取消の訴えに対して、会社が名義書換の欠缺を主張した事案である。同判例は「上告会社が右記名の欠缺を主張することは、自ら違法に阻止妨害している

記名補充権の行使を求めることにより、被上告人または柳原らに不能を強い、誠実に書換をなすべき自己の義務に反するから、右記名の欠缺を主張して株式の名義書換の請求を拒否できない旨の原審の判断は正当である。」と判示し、当該株主の株主総会決議取消の訴えという権利行使を認めた。

### (3) 学説について

名義書換不当拒絶のような特段の事情がある場合に株主の権利行使を認めることについて、学説は肯定説と否定説がある。

肯定説は判例の立場と同様、会社が、誠実な書換をなすべき義務に反して、株主に不能を強いるものであり、信義則に反するという理由が主であると思われる。

これに対して、否定説は、多数の株主関係の画一的処理を目的とする株主名簿制度の趣旨が没却されること、拒否が正当かどうかの客観的判断が困難なこと、を理由とする<sup>(14)</sup>。

この点については、会社の不当な行為を会社事務処理の便宜のための株主名簿制度に優先させる理由は乏しいといえ、肯定説が妥当であるといえよう。

### (4) 小括

本件は、会社の名義書換不当拒絶が問題となった事案ではないが、会社が、名義書換の欠缺を主張することが信義則に反する場合には、名義書換未了株主に対して権利行使を認めることができるとしていることから、上記判例と同様、名義書換未了株主に対して権利行使を認めるべき事情が会社側にあるか判断したものである。本件判決は、被告が原告を株主としての権利行使を認めた事実はなく、また、原告が株主権の行使として会計帳簿閲覧請求をした際には、被告がこれを拒んだとして、会社側が名義書換の欠缺を主張することが信義則に違反するとはいえないとしている。

この点について、名義書換の欠缺を主張することが信義則に反する場合は、具体的には、会社が実質的株主に対して、以前に議決権行使を認めたことや、剰余金の配当したこと等が考えられる。たしかに、本件では、そのような事情はないことから、本件判決の結論は妥当といえよう。

## 5 株式交換無効原因について

本件では、Xは株式交換無効原因として、「事業再編が提案された段階で特別支配会社が存在しないような場合には」、略式株式交換を採用すべきではないのにY1及びY2が採用したこと、瑕疵ある株主総会決議を潜脱するために略式交換手続を採用したこと、本件TOBについて詳細な説明がなかったこと、を挙げている。

本件判決は、無効原因であるか否かについて判断していないため、上記主張が無効原因にあたるか否かについては明らかとはならなかった。

株式交換無効原因は法定されていないが、一般的には、株式交換の当事者適格を欠く場合（株式交換において完全親会社になることができるのは株式会社及び合同会社に限られる（法767条）、そこで、合名会社、合資会社が完全親会社となる場合には無効である。）、株式交換契約上の意思表示に係る意思欠缺又は瑕疵による契約の無効又は取消し、株式交換契約の必要的決定事項の欠缺等である<sup>(15)</sup>。

本件におけるXの主張からについては、特別支配関係を創出した後、略式交換手続を取ることが明文上禁止されていないこと、略式交換手続は、株式交換完全子会社の株主総会の承認手続が不要な場合であり、株式交換完全子会社の株主総会の瑕疵はそもそも問題とはならないこと、本件TOBについて詳細な説明は、本件株式交換手続においては、要件ではないこと、からすると無効原因とはならないといえよう。

## 第6 まとめ

本件判決は、株式交換無効の訴えにおいて、原告適格の存否を裁判所が判断する前提として、株主であることを会社に対して主張できることが必要であるとした。すなわち、原告適格が認められるためには、会社に対抗できること、つまり、名義の書換えを要するというものである。この判示は、名義の書換えが原告適格を認めるための形式的要件であると評価できる。しかしながら、株主名簿制度の趣旨及び会社の行為に対する無効の訴えにおいて原告適格者が法定されていること、株主の権利が性質上多様であることから、権利の内容に応じた個別的な扱いとして、訴権については、法130条1項の適用を排除することも十分検討に値するといえる。

また、新法が、無効の訴えにおける原告適格者の範囲を株式交換の瑕疵を主張する固有の利益が認められる者として、「株主等であった者」まで広げている。このことからすれば、法828条2項の原告適格者は名義書換未了株主も含むと解釈することも十分可能である。

現時点において、名義書換未了であっても、原告適格を認める例外として、会社が権利行使を認める場合、名義書換の欠缺を主張することが信義則に反する場合、がある。

この点、今後においても、訴権の行使について、法130条1項を適用するのであれば、名義書換未了株主の原告適格の判断において、具体的事情の下、個別的に例外を認める特段の事情があるかどうかで判断されることとなろう。

### 《参考文献、後記注と対応》

相澤哲編著「立法担当者による新・会社法の解説」（別冊商事法務・2006年）

新井誠 「キーワードで読む信託法」（有斐閣・2007年）

上柳克郎ほか編 「新版注釈会社法」（有斐閣）

江頭憲治郎 「株式会社法（第2版）」（有斐閣・2008年）

江頭憲治郎・門田正人編集代表「会社法体系〔株式・新株予約権・社債〕（2）」（青林書院・2008年）

酒巻俊雄・龍田節編集代表「逐条解説 会社法（第2巻株式・1）」（中央経済社・2008年）

司法協会 「民事訴訟法講義案（改訂版）」259頁（2005年）

周劍龍 「名義書換未了の実質的株主と株式交換無効の訴えの原告適格」（金融・商事判例1315号）

東京地方裁判所編 「類型別会社訴訟〔第二版〕」（判例タイムズ社・2009年）

弥永真生 「名義書換未了の株主と株式交換無効の訴えの原告適格」（ジュリスト1365号）

### 《注》

- (1) ジャスダック・ホーム・ページ ([http://www.jasdaq.co.jp/market/market\\_01.jsp](http://www.jasdaq.co.jp/market/market_01.jsp)) 「上場廃止銘柄一覧」より算出。
- (2) 「ロング・ショート」とは株式の買い（ロング）と売り（ショート）を組み合わせた投資手法をいう。
- (3) 江頭 746頁
- (4) みどり合同経営M&A用語集 ([http://ma.mgrp.jp/dictionary/p\\_000362.html](http://ma.mgrp.jp/dictionary/p_000362.html)) 参照
- (5) 江頭 192頁
- (6) 酒巻・龍田 251～252頁
- (7) 上柳ほか (13) 349頁
- (8) 相澤編著 214・215頁参照
- (9) 司法協会 259頁

- (10) 江頭 121頁
- (11) 同上 122頁
- (12) 新井 2頁
- (13) 江頭 201頁
- (14) 周 21頁
- (15) 東京地方裁判所商事研究会編 743頁

以上